

優良建設工事の林業事務所長表彰選考基準

第1 表彰の名称

表彰の名称は、林業事務所長表彰「所長賞」とする。

また、当初請負金額の区分は表-1のとおりとする。

(表-1)

表彰の種別 (名称及び当初請負金額の区分)
所長賞 ; (当初請負金額 ; 500万円以上)

第2 表彰選考の対象者

(1) 所長賞は、次の各項に該当する企業とする。

① 前年度の完成検査に合格した当初請負金額500万円以上の工事で、高知県建設工事成績評定要綱に基づく工事成績評定点で80点以上を得た企業。

② ①で対象となった工事を管轄する林業事務所管内に活動拠点を置くなど地域に貢献する企業（共同企業体においては、全ての構成員が高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業で、1社以上の構成員が活動拠点を置くなど地域に貢献する企業）であること。

ここで、活動拠点を置くなど地域に貢献する企業とは、次のいずれかに該当すること。

ア 工事の業種が土木一式工事については、当該工事がある林業事務所管内に建設業法上の主たる営業所を有する企業、または、入札参加希望地登録申請が認められた企業（以下「地域内企業」という）とする。

イ 工事の業種が土木一式以外の工事については、高知県内に建設業法上の主たる営業所を有する企業とする。

(2) 次の①～⑤に該当する企業は、当該年度の林業事務所長表彰「所長賞」の選考の対象者から除外する。共同企業体により施工した場合、構成員の1社以上が次の①のみに該当する場合は、その他の構成員は、対象とする。構成員の1社以上が次の②～⑤に該当する場合は、工事を選考の対象から除外する。

① 当該年度の高知県優良建設工事施工者表彰において、高知県知事賞又は優良賞を受賞した企業。

② 表彰の対象となった工事の契約年度の始期から表彰式の日までに建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止あるいは指名回避措置基準要領に基づく指名回避（以下「処分等」という。）を受けた企業。

なお、「表彰の対象となった工事の契約年度の始期から表彰式の日まで」の考え方は、別表参照のこと。

③ 前年度の完成検査に合格した工事の工事成績評定点に65点未満がある企業。

④ 表彰の対象となった工事の契約年度の始期から表彰式の日までに、死亡等重大な事故を発生させた企業。

なお、「表彰の対象となった工事の契約年度の始期から表彰式の日まで」の考え方は、別表参照のこと。

- ⑤ 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は別表に定めるものに該当する企業。

第3 選考方法等

次により表彰対象者を選考する。

(1) 1林業事務所あたりの表彰工事件数

所長賞は、工事成績評定点80点以上のうち上位3件程度とする。上位3件のうち、地域内企業を含まない工事がある場合は、地域内企業の工事を追加して最高3件程度に達するまで選考することができる。

(2) 1企業あたりの表彰件数

県下で1企業1件とし、対象となる工事が複数ある場合、工事成績評定点が最も高い工事を選考する。工事成績評定点が同じ場合は、最終請負金額が最も高い工事を選考する。

(3) 選考方法

- ① 林業事務所長は、所長賞候補企業を選考し、治山林道課を經由し土木部技術管理課長に報告する。
- ② 土木部技術管理課長は、各林業事務所長から同一企業が複数選考された場合、調整を行い、調整後の候補企業を治山林道課を經由し林業事務所長に連絡する。
- ③ 林業事務所長は、連絡された候補企業により受賞者を決定する。

(4) その他

選考にあたっては、構造物等の現地確認を行い、現地確認において、明らかに施工に起因する変状や損傷等があると判断した場合は選考から除外する。

第4 表彰式等

表彰式は、林業事務所ごとに行うものとし、工事を施工した企業等を対象に賞状を授与する。

- (1) 所長賞は、表彰の対象は当該工事を施工した企業、現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。賞状には、工事番号、工事名、工事の業種名、企業名、現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。現場代理人と主任技術者等は次のとおりとする。

- ① 現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分以上を超過して従事した者であること。
- ② 工場製作を含む工事においては、前項によらず、工場と工事現場の現場代人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）が異なる場合は、どちらか1名とする。

- (2) 共同企業体により施工している場合は、構成員の企業ごとに工事番号、工事名、工事の業種名、共同企業体名、構成する企業名、その企業に属する現場代理人氏名、主任技術者等氏名を記入する。

第5 その他

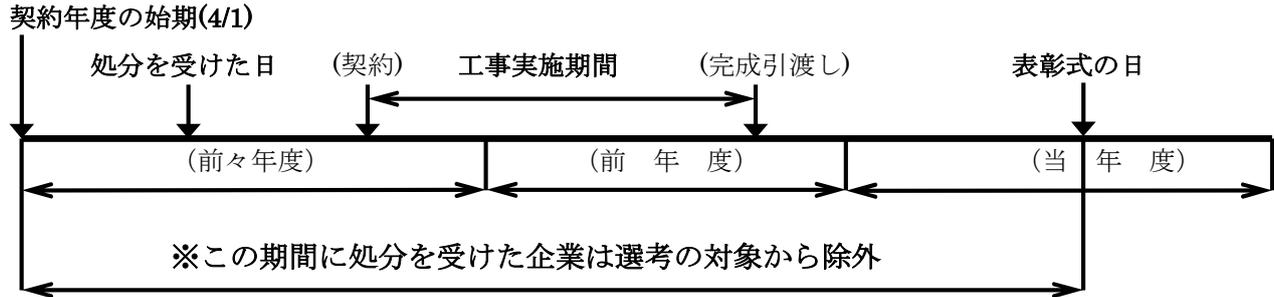
この選考基準に定めるものの他、必要な事項については別途定める。

附則 1 この選考基準は、平成27年1月26日から施行する。

- 2 この選考基準は、平成 27 年 10 月 23 日から施行する。
- 3 この選考基準は、平成 28 年 8 月 20 日から施行する。
- 4 この選考基準は、平成 30 年 10 月 17 日から施行する。

別 表

(第 2. の (2) の②、④関係)



(第 2 の (2) の⑤関係)

- ア 高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
- イ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの
- ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
- エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
- キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
- ク 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- ケ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの